

公益社団法人三重県歯科医師会旅費規則

第1条 旅費は、この規則の定めるところにより支給する。

第2条 三重県歯科医師会（以下「本会」という。）の役員又は会員が本会の招集に応じ、代議員会・理事会・監事会・委員会等に出席する場合、又は本会の依頼若しくは要求に応じ会議等に出席する場合には、その者に対し次の旅費を支給する。

運賃 グリーン料金、特急料金、急行料金、指定席料金を加算する。

日当 1日に付き 10,000円

車賃 1日に付き 1,000円

宿泊料 1夜に付き 15,000円

第3条 本会の役員又は会員が業務のため出張する場合は、当該役員及び会員に対し次の旅費を支給する。

運賃 グリーン料金、特急料金、急行料金、指定席料金を加算する。

日当 1日に付き 10,000円

車賃 1日に付き 1,000円

宿泊料 1夜に付き県内15,000円、県外20,000円

第4条 本会の職員が業務のため出張する場合は、当該職員に対し次の旅費を支給する。

運賃 特急料金、急行料金、指定席料金を加算する。

日当 1日に付き県内 1,000円、県外 3,000円

車賃 1日に付き 1,000円

宿泊料 1夜に付き 10,000円

2 職員が役員又は会員に同行して業務のため出張する場合は、前項の規定にかかわらず、運賃及び宿泊料は前条に準じて支給する。

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとする。

第6条 他団体等の開催する会議等に本会を代表又は会長の依頼により出席した場合、その出席した団体等から旅費の支給を受けた額が本会支給の額と格差がある場合は、その差額を受けすることができる。

第7条 本会が行う会議及び行事に出席するため本会の招集又は出張依頼に応じ、その旅行中に偶然な事故により死亡（後遺障害を含む）・傷害を被った者に関する保険金については理事会の議を経て別に定める。

第8条 旅費の支給につき、この規則により難い場合には、会長の定めるところによる。

第9条 この規則を改正し、または廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。